

水質基準に関する省令（平成15年 厚生労働省令第101号）

最終改正（令和7年環境省令第19号、令和8年4月1日施行）

◎ 健康に関連する項目（32項目）

No.		基 準 値	No.	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	100集落数 /ml以下	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
2	大腸菌	検出されないこと	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
3	カリウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	21	ベンゼン	0.01 mg/l以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	22	塩素酸	0.6 mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	24	クロロホルム	0.06 mg/l以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	26	シジブプロクロロメタン	0.1 mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	27	臭素酸	0.01 mg/l以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	28	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下
13	砒素及びその化合物	1.0 mg/l以下	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	31	ブロモホルム	0.09 mg/l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下

◎ 水道水が有すべき性状に関連する項目（20項目）

No.	項 目 名	基 準 値	No.	項 目 名	基 準 値
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	43	ジエオスミン	0.00001 mg/l以下
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下
36	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	46	フェノール類	0.005 mg/l以下
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	47	有機物(全有機炭素(TOC))	3 mg/l以下
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	48	pH値	5.8以上8.6以下
39	塩化物イオン	200 mg/l以下	49	味	異常でないこと
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	50	臭気	異常でないこと
41	蒸発残留物	500 mg/l以下	51	色度	5度以下
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	52	濁度	2度以下